

# 下水道使用料のご案内（令和6年12月1日改定前の内容）

## 下水道使用料の請求

下水道使用料は、水道料金と合わせて2か月ごとに水道課から請求します。

（水道料金と一緒に下水道使用料を請求します。）

下水道使用料 = 基本使用料 + 超過使用料（※合計後、1円未満切り捨て）

基本使用料 = 2か月分の使用水量が20 m<sup>3</sup>までの使用料です。

超過使用料 = 2か月分の使用水量が20 m<sup>3</sup>を超えた分につき、1 m<sup>3</sup>ごとに加算される使用料です。

下水道使用水量 = 水道の使用水量を下水道の使用水量とみなします。

（全国的に採用されている方法です。）

## 下水道使用料（1期（2か月）分）（税込）

区 分	基本使用料	超過使用料（使用水量が20 m <sup>3</sup> を超えた分1 m <sup>3</sup> につき）			
	0～20 m <sup>3</sup>	21～40 m <sup>3</sup>	41～100 m <sup>3</sup>	101～200 m <sup>3</sup>	201 m <sup>3</sup> 以上
一般用	1,650円	93.5円	104.5円	115.5円	121.0円
公衆浴場用	990円	55.0円			

令和元年10月1日改定

## 下水道使用料の計算方法

計算方法は次のとおりです。

（例）用途区分：一般用、2か月使用水量：60 m<sup>3</sup>

内 訳	使用水量	下水道使用料計算式	
基本使用料	0～20 m <sup>3</sup> まで		1,650円
超過使用料	21～40 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> × 93.5円	} = 3,960円
	41～60 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> × 104.5円	
合 計			5,610円